労働基準法別表第１による本県事業所区分（令和６年４月現在）

別紙３

（１）労働基準法別表第１に掲げる事業

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 号別 | 業種 | 部局名 | 事業所名 | 監督機関 | 36協定の締結及び届出※１ |
| １号 | 製造、加工 | 知事部局 | 各ダム管理事務所 | 労働基準監督署 | 必要 |
| ３号 | 土木、建築 | 知事部局 | 各農林振興センター（担い手支援課及び農業普及課を除く。）、　各土木センター（各土木事務所を含む。）、富山新港管理局（船舶課を除く。）、各港事務所 |
| ４号 | 旅客・貨物、運送 | 知事部局 | 富山空港管理事務所、富山新港管理局の船舶課 |
| ６号 | 林業、農業 | 知事部局 | 農林水産総合技術センターの企画管理部及び農業研究所、農林水産総合技術センターの園芸研究所、中央植物園 | 不要  ※２  ※３ |
| ７号 | 畜産、水産 | 知事部局 | 農林水産総合技術センターの畜産研究所、農林水産総合技術センターの水産研究所 |
| 12号 | 教育、研究、調査 | 知事部局 | 広域消防防災センター、職員キャリア開発支援センター、高志の国文学館、衛生研究所、イタイイタイ病資料館、薬事総合研究開発センター（薬用植物指導センターを除く。）、薬事総合研究開発センターの薬用植物指導センター、産業技術研究開発センターの企画管理部及びものづくり研究開発センター、産業技術研究開発センターの生活工学研究所、産業技術研究開発センターの機械電子研究所、総合デザインセンター、技術専門学院（各センターを含む。）、農林水産総合技術センターの食品研究所、　農林水産総合技術センターの森林研究所、農林水産総合技術センターの木材研究所、花総合センター、立山カルデラ砂防博物館 | 人　事  委員会 | 必要 |
| 教育委員会 | 県民生涯学習カレッジ（各地区センターを含む。）、総合教育センター、県立図書館、各青少年自然の家、埋蔵文化財センター、富山県美術館、水墨美術館、立山博物館、各高等学校（各分校を含む。）、各特別支援学校（各分校を含む。） | 必要 |
| 警察本部 | 警察学校 | 必要 |
| 13号 | 保健、  衛生 | 知事部局 | 富山学園、黒部学園、砺波学園、各厚生センター（各支所を含む。）、中央病院、動物管理センター | 労働基準監督署 | 必要 |
| 教育委員会 | 各特別支援学校寄宿舎 |

（２）労働基準法別表第１に掲げる事業以外の事業

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 号別 | 業種 | 部局名 | 事業所名 | 監督機関 | 36協定の締結及び届出※１ |
| その他の官公署 | 官公署 | 知事部局 | 知事部局の本庁各室課、首都圏本部、公文書館、総合県税事務所（各相談室及び自動車税センターを含む。）、防災航空センター、消費生活センター（支所を含む。）、　環境科学センター、立山センター、各児童相談所、女性相談支援センター、障害者相談センター、心の健康センター、食肉検査所、大阪事務所、名古屋事務所、計量検定所、各農林振興センターの担い手支援課及び農業普及課、各家畜保健衛生所、各出納室 | 人事委員会 | 不要  ※３ |
| 各　種  委員会 | 議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、選挙管理委員会事務室 |
| 教　育  委員会 | 教育委員会事務局の本庁各室課、各教育事務所 |
| 警　察  本　部 | 警察本部各課隊所、各警察署（各交番その他の派出所及び各駐在所を含む。） |

　※技能労務職員に係る手続については、この区分にかかわらず全て労働基準監督署に対し行ってください。

※１：時間外勤務を命じる場合の36協定の締結及び届出

※２：労基法第41条適用

※３：勤務時間規則第６条の２の規定に基づく上限時間が適用